



### 3. こんなことは許されない

★就労先で適用される都道府県別の最低賃金を守っていない！  
賃金の最低額が最低賃金法により定められています。確認しましょう。

大阪	兵庫	京都	奈良	滋賀	和歌山
1,177 円	1,116 円	1,122 円	1,051 円	1,080 円	1,045 円

(令和7年11月30日現在)

◎毎年10月頃に改定されます。厚生労働省HPでご確認ください。

#### ★強制労働の禁止

(労働基準法第5条)

暴力や脅迫で、むりやり働かせようとする。



#### ★中間搾取の排除

(労働基準法第6条、  
職業安定法第39・44条)

手配料（紹介経費）を引かれる。



#### ★強制貯金の禁止

(労働基準法第18条)

貯金をしないと雇わないとか、やめてもらうといわれる契約。



#### ★賠償予定の禁止

(労働基準法第16条)

例えば「途中でやめたら賃金を下げる」などの契約。

違約金等も禁止である。

